

宍粟市スポーツ協会スポーツ功労賞表彰規程

(目的)

第1条 スポーツ競技大会等において優秀な成績を収め、スポーツを通しての仲間づくりと連帯意識の高揚に貢献した個人及び団体に対し、スポーツ功労賞を贈り、これを顕彰することにより、地域のスポーツの向上及び発展に寄与することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 宍粟市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、宍粟市在住者及び出身者で、次のいずれかに該当する者（個人及び団体）を表彰することができる。

- (1) 県大会又は近畿大会で優勝した者。（優勝に相当する成績又は賞を含む）
- (2) 全国大会に出場した者。
- (3) その他、スポーツ競技において、顕著な成績があったとスポーツ協会が認めた者。
- (4) スポーツ功労賞には該当しないが、今後への期待や激励などの意味を込めて奨励される者については、スポーツ奨励賞を別に贈る。

2 その年の表彰者の人数には、制限を設けないものとする。

3 次の場合、功労賞受賞の対象とはしない。

- (1) 過去にこの顕彰を受賞している団体及び個人。ただし、過去の受賞と競技種目が異なる個人及び団体は対象とする。（過去に受賞した種目と同じ場合は、小学・中学・高校・大学・一般の部において、各部で1回のみを受賞とする。）
- (2) その他、審査会により適正と認められなかった場合。

(申請の方法)

第3条 前条第1項のいずれかの規定に該当する者で、スポーツ功労賞を受けようとする者は、スポーツ協会事務局に備え付けの宍粟市スポーツ協会スポーツ功労賞申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、スポーツ協会に申請するものとする。ただし、申請は自己申告制とし、自薦及び他薦は問わないものとする。

2 申請の時期は、毎年12月末日までとし、表彰の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの間に、前条第1項のいずれかの規定に該当する場合とする。

(選考及び決定)

第4条 スポーツ協会は、前条の申請があった場合は、スポーツ協会役員で組織する審査会において、申請書の内容を審査し、表彰者を選考決定する。

(審査会)

第5条 審査会は、スポーツ協会役員の若干名をもって組織し、審査員は会長が委嘱するものとする。

2 審査員長は、スポーツ協会会長がこれにあたる。

3 審査員の任期は2年とし、再任されることができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、スポーツ功労賞として賞状を贈り、併せて記念品又は賞品を授与することができる。なお、スポーツ奨励賞については、賞状のみとする。

2 表彰はスポーツ協会会長が行うものとする。

3 表彰の時期は、毎年2月中旬頃に行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、スポーツ協会会長が第5条に規定する審査会に諮って決定し、その後においてスポーツ協会常任理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月19日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

この規程は、平成22年1月29日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

この規程は、令和5年5月24日から施行し、令和5年1月1日から適用する。